

とか穴埋めできても、校務分掌については常勤の教職員で補い合わなければならぬ。通常は授業時間でも職員室には空き時間の教員がいて、授業準備や校務分掌等の業務を行っている。でも、その学校では空き時間の先生がほとんどおらず、職員室は閑散としている。空き時間が確保できなければ授業以外の業務を放課後にやらざるを得ず、定時には帰れない。学校でできなければ当然、持ち帰り仕事となる。阿部文科大臣は国会答弁で、「持ち帰り仕事はないものと認識しています」と言っていたが、そんなことはない。多忙化解消のためにも、教職員を各校にしっかり配置してもらいたい。義務校では「先読み加配」も実施されている。この制度の導入についても検討が必要。

教育長・教科によってはなかなか補充できないのですよね。その状況は理解しています。農業とか家庭科は特にそうですね。配置できるように努力してみます。

「職場からトイレの改善要望の声が複数あがっている」

水田・トイレの洋式化や衛生面での改善は各職場からの要求が多い。生徒や保護者からも改善を強く求められている。授業料無償化もあり公立離れをなくすためにも、トイレによるイメージダウンはよくない。

教育長・トイレの改善要求などは理解している。予算がかかることで急には全てできないが、努力した

い。トイレの問題は女子だけですか。
武・男子トイレについても改善の要望は多いです。生活様式の変化によって、和式トイレは使いづらく、洋式トイレが求められています。

一時差出勤について

水田・夏場の時差出勤の導入はどうなっているのか。

高橋人事主監・時差出勤については3月に校長に通知した。各学校で手を挙げてもらいたい。

武・清明では校長より話が合ったが、伊商では話はない。時差出勤を希望する際の提出書類については、書式などを簡単にしてもらいたい。

高橋人事主監・詳細は確認したい。



これでは教職員の長時間過密労働は解消されない！

改定給特法に抗議する記者会見（6/18）

6月18日（水）午後4時から県庁5階の刀水クラブにて、改定給特法の成立に抗議する声明（以下「抗議声明」）について記者会見を行いました。参加者は高教組から神保書記長、全群教から田中委員長ほか3名。まず、田中委員長から抗議声明が読み上げられ、改定給特法の問題点と条例化しないよう県教委に求めるメッセージが述べられました。神保書記長からは、高校現場における教職員未配置問題を取り上げながら、教職員数が増えなければ長時間過密労働の解消はできないことを訴えました。記者からの質問は、読売と上毛の2社のみで、その内容といえば、いずれも学校現場の現状を確認するくらいのものであり、改定給特法に踏み込んだやり取りに発展することなく終了しました。社会の関心が教職員の働き方に向けられるよう、あらゆる場で教育行政の課題を発信していく必要性を感じました。



給特法って？

- 1.「超勤限定4項目」を除き、超過勤務は命令できない
- 2.超過勤務手当支給なし
- 3.労基法37条の適用除外（時間外手当不支給）とし、4%の教職調整額を一律に支給する

※限定4項目とは・・・

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議
- ④緊急時対応

今回の改定でどうなるの？

- 1.教育調整額の引き上げ（段階的に10%に）
- 2.教委に対して教員の業務量管理や健康確保のための計画策定と実施状況の公表義務付け
- 3.新しい職の新設（主務教諭）
- 4.担任手当の新設

※給特法の改定に合わせて、特別支援教育に関わる教員に支給している給与の調整額の引き下げ（段階的に半減）がおこなわれます。

でもいま必要なのは

- 残業代を支給できる法改正で「定額働かせ放題」の解消
- せんせいの増員
- 教育予算の増額